

鳥取県告示第 402 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 24 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目 9	ニチイケアセンター倉吉	倉吉市東巖城120-1	居宅介護、重度訪問介護	平成19年 4 月 1 日
〃	〃	ニチイケアセンター大栄	東伯郡北栄町西園506-1	〃	〃